



平成21年4月8日

各 位

会社名 イズミヤ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 林 紀男  
(コード番号 8266 東証・大証第1部)  
問合せ先 取締役上席執行役員 秘書・広報室長  
兼 ロジスティックス担当 田中博和  
(TEL 06-6657-3310)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月8日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年5月20日開催予定の第81期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。
- (2) 取締役および取締役会に関する規定につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 社外取締役並びに社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、また、今後も見識・経験ともに豊富な社外取締役並びに社外監査役を招聘できるよう、現行定款に変更案第28条(社外取締役との責任限定契約)及び変更案第37条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。なお、変更案第28条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 買収防衛策に関する裁判所の一連の決定及び買収防衛策をめぐる議論の状況を踏まえ、変更案第42条(導入の目的および濫用的買収類型)に規定する濫用的買収の類型等、所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役会決議または株主総会決議に基づく買収防衛策の発動手続に関する規定として変更案第44条(買収防衛策の発動手続)を新設するものであります。
- (6) 会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することが可能とされております(会社法第278条第3項本文)。しかしながら、当社は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様のご意思に基づき、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、または②株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。つきましては、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項について、上記①及び②の方法によることを可能とすべく、新株予約権無償割当ての決定機関に関する規定として変更案第45条(新株予約権無償割当ての決定機関)を新設するものであります。
- (7) その他、一部語句の修正及び条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>第 7 条 (株券の発行)</u>  <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (单元未満株式の買増し)          当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 9 条 (单元株式数および单元未満株券の不発行)          当社の单元株式数は、1,000 株とする。  <u>2.当社は、单元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第 10 条 (株式取扱規則)          当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 11 条 (株主名簿管理人)          当社は、株主名簿管理人をおく。          2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。          3.当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 7 条 (单元未満株式の買増し)          当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 8 条 (单元株式数)          (現行どおり)          (削除)</p> <p>第 9 条 (株式取扱規則)          (現行どおり)</p> <p>第 10 条 (株主名簿管理人)          (現行どおり)          2. (現行どおり)          3.当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 (招集)          当社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集する。</p> <p>第 13 条 (基準日)          当社は、毎年 2 月末日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 14 条～第 17 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条～第 20 条(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 (招集)          (現行どおり)</p> <p>第 12 条 (基準日)          当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。          第 13 条～第 16 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条～第 19 条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条（代表取締役および役付取締役）  取締役会の決議により <u>会社を代表すべき取締役</u> を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって取締役中から取締役会長、取締役相談役、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条～第 23 条(条文省略)</p> <p>第 24 条（取締役会の招集権者および議長）  取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第 25 条～第 28 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条～第 36 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 37 条（事業年度）  当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。</p>	<p>第 20 条（代表取締役および役付取締役）  取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 21 条～第 22 条(現行どおり)</p> <p>第 23 条（取締役会の招集権者）  取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集する。</u>  (削除)</p> <p>第 24 条～第 27 条(現行どおり)</p> <p>第 28 条（<u>社外取締役の責任限定契約</u>）  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条～第 36 条(現行どおり)</p> <p>第 37 条（<u>社外監査役の責任限定契約</u>）  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 38 条（事業年度）  (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 38 条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 39 条～第 40 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 買収防衛策</p> <p>第 41 条 (導入の目的および濫用的買収類型) 当社は、以下に定める当会社に対する濫用的な買収等によって、当会社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、敵対的企業買収防衛策を導入する。 (濫用的買収の類型) ①高値買収要求を狙う買収 ②重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益実現を狙う買収 ③会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収 ④会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収 ⑤強圧的二段階買収など、株主の株式の売却を事実上強要するおそれがある買収 ⑥当社が取締役会で別途定める「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」に違反する買収 ⑦前各号の他、当会社の企業価値・株主共同の利益が、全各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値・株主共同の利益に毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる買収 なお、買収が上記①から⑦の濫用的買収に当たるかどうかの判断にあたっては、取締役会は第 4 5 条に定める企業価値向上検討委員会に諮問し、同委員会の勧告に従うものとする。</p> <p>第 42 条 (買収防衛策導入手続) 当社は、前条に規定する類型の濫用的買収を防止するため平時に (買収者が現れる前に) 買収防衛策を講じるときは、株主総会において承認を得なければならない。</p>	<p>第 39 条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 40 条～第 41 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 買収防衛策</p> <p>第 42 条 (導入の目的および濫用的買収類型) 当社は、以下に定める当会社に対する濫用的な買収等によって、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、敵対的企業買収防衛策を導入する。 (濫用的買収の類型) ① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ (現行どおり) ⑤ (現行どおり) ⑥当社が取締役会で別途定める「当社株式の大規模な買付行為に対する対応策」に違反する買収 (削除)</p> <p>なお、買収が上記①から⑥の濫用的買収に当たるかどうかの判断にあたっては、取締役会は第 4 8 条に定める企業価値向上検討委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重し決議を行うものとする。</p> <p>第 43 条 (買収防衛策導入手続) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第 44 条 (買収防衛策の発動手続)  <u>当社は、企業価値向上検討委員会が第 4 2 条の①から⑥の濫用的買収に当たると判断し、買収防衛策の発動を勧告した場合は、当該勧告を最大限尊重し、第 4 3 条に基づく株主総会決議により委任された取締役会において買収防衛策を発動するか否かを決議する。</u></p>
(新設)	<p><u>2.前項の場合のほか、企業価値向上検討委員会が株主総会の招集を勧告した場合、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集を決議し、買収防衛策を発動するか否かを株主総会の決議に委ねる。</u></p>
第 43 条～第 45 条(条文省略)	<p>第 45 条 (新株予約権無償割当の決定機関)  <u>当社は、新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。</u></p>
(新設)	<p>第 46 条～第 48 条(現行どおり)</p> <p>附則  第 1 条  <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条  <u>前条および本条は、平成 2 2 年 1 月 5 日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 2 1 年 5 月 2 0 日  
定款変更の効力発生日 平成 2 1 年 5 月 2 0 日

以上